

めざせ! 儲かるひょうごの

# 農林水産業

6次産業化で  
新たな付加価値を



**問い合わせ先**

ひょうごの美味し風土拡大協議会 ブランド指導相談室  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁1号館 消費流通課内  
TEL.078-362-3442 FAX.078-362-4276



ひょうごの美味し風土拡大協議会

兵庫6次産業化サポートセンター



### 6次産業化に取り組むには?

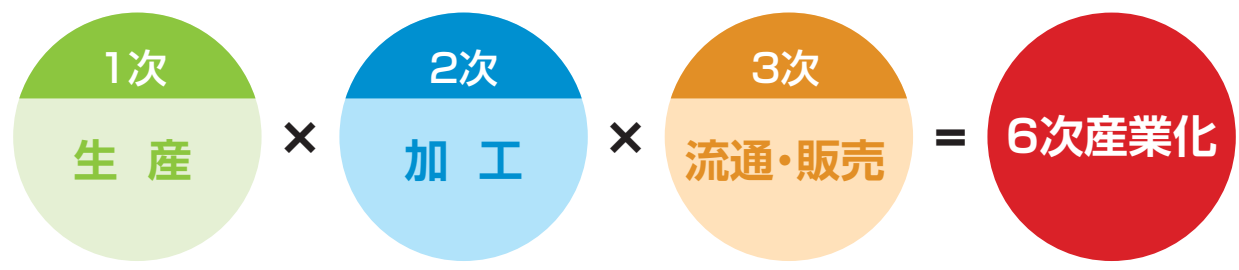
# 兵庫県<sup>1</sup>の豊富で、 特長ある農林水産物を、 もっと<sup>2</sup>活かしてみませんか。

～ 6次産業化で、新たな付加価値を～

## 6次産業化とは?

農林漁業者が、農林水産物の生産(1次)だけでなく、加工(2次)、流通・販売(3次)との一体化や地域資源を活用した新産業の創出により付加価値の向上を図り、農山漁村の雇用確保と所得向上を目指す取組です。

国ではこの取組を推進するため、六次産業化法を制定(平成23年3月1日施行)し、地域ごとの支援体制を整備しました。



## 『もっと活かしたい』の気持ちを応援します!

兵庫県の農山漁村の豊富な地域資源を活用し、儲かる農林水産業を実現するため、ひょうごの美味し風土拡大協議会<sup>3</sup>は、6次産業化サポートセンターとして、農林漁業者等による食品加工や直売、新たなサービス事業など6次産業化の取組を幅広く応援します。

ひょうごの美味し風土拡大協議会にブランド指導相談室を設け、商品開発やマーケティングなど専門的な知見を有する専門家(6次産業化プランナー)を派遣するなどして、農林漁業者等に対する6次産業化の相談から事業化まで総合的にサポートします。



新たに加工・販売に取り組みたいけど、何から始めたらいいかわからない…。

▶ひょうごの美味し風土拡大協議会に相談して、六次産業化法に基づく計画認定をめざしましょう。

六次産業化法に基づく計画の認定を受けたら、どんなメリットがあるの??

▶資金や補助金の優遇措置、6次産業化プランナーによるアドバイスなど様々なメリットがあります。

六次産業化法に基づく計画の認定を受けたいけど、計画書の書き方がわからないし、手続きはどうするの??

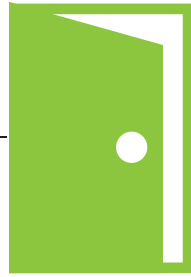
▶6次産業化プランナーが計画づくりから事業化まで農林漁業者のご相談に応じて、総合的にサポートします。

まずは、ひょうごの美味し風土拡大協議会へご相談ください。  
(TEL:078-362-3442)



# ひょうごの美味し風土拡大協議会

## ブランド指導相談室

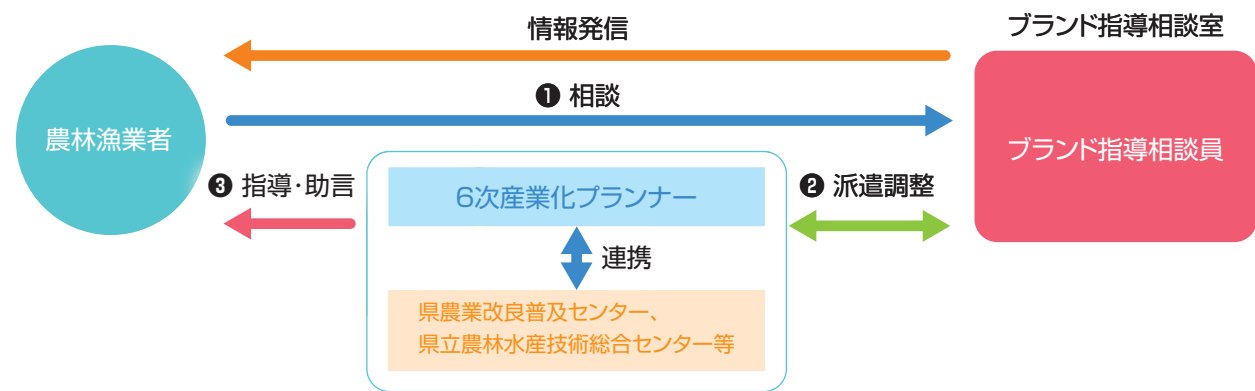


「ブランド指導相談室」では、農林水産物の生産から加工、流通までを一体的に捉え、地域特性を生かした農林水産物の高付加価値化やブランド化等を推進し、六次産業化法に基づく計画の認定申請から認定後のフォローアップまで総合的に支援します。

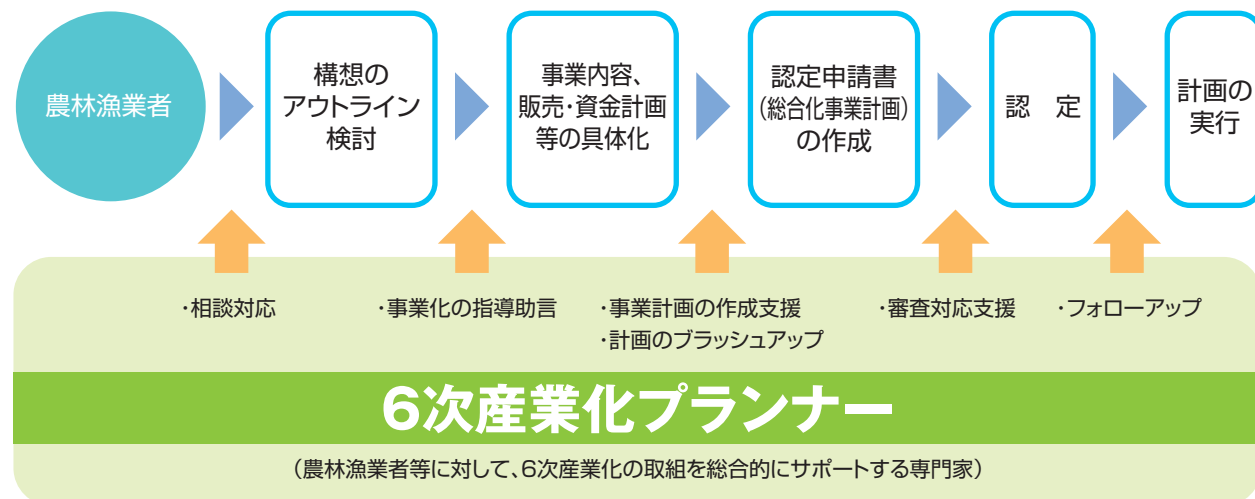
- ①ブランド指導相談員を配置し、産地への相談指導や6次産業化プランナー等の派遣
- ②農業改良普及センター等との連携を図り、ブランド化、6次産業化に係る情報発信、現地指導

### 指導・相談

- ブランド化や6次産業化をはじめ、商品開発や販路開拓等に係る相談
- 農林漁業者と商工業者等のマッチング支援 等



### 6次産業化の支援フロー



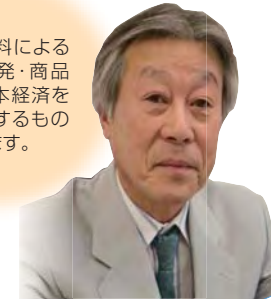
## 6次産業化をサポートするスタッフの紹介

### 6次産業化プランナー(平成23年度)

佐伯 秀郎 さえき ひでお 農業・食品企業

- 専門分野
  - ・発酵技術による製品開発
  - ・製造設備の設計
- お手伝いします!
  - ・地域活性化のための具体的戦略支援
  - ・地域資源を利用した製品開発
  - ・発酵技術を応用した製品開発

国産原料による製品開発・商品化は日本経済を活性化するものと思います。



澤 正樹 さわ まさき 技術士

- 専門分野
  - ・食品加工技術
  - ・鮮度保持技術
  - ・食品分析
- お手伝いします!
  - ・食品の加工技術全般
  - ・食品の品質保持、食品衛生、食品表示

原料の良さや特性を製品に生かせるよう、加工技術面でサポートします。



投石 満雄 なげいし みつお 民間コンサルタント

- 専門分野
  - ・経営革新
  - ・マーケティング
  - ・創業支援
- お手伝いします!
  - ・市場やお客様層の設定、新商品開発や販路開拓を含む、農家・農家グループの6次産業化支援

地域の方々との関わりは勿論のこと、地域の観光・商工業資源との間でも魅力を紡ぎ出したいと思っています。



光井 将宇 みつい しょういち 大学・研究機関

- 専門分野
  - ・農商工連携
  - ・知的財産権戦略
  - ・経営管理
- お手伝いします!
  - ・案件の発掘から認定に向けたサポート
  - ・IT活用支援
  - ・連携事業の推進支援

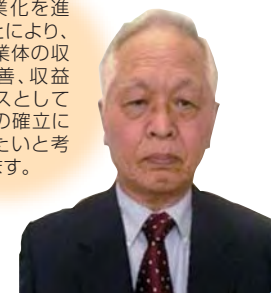
6次産業化を支援することで、成功例を多く作りだし、日本全体に効果を波及していきたいと考えています。



瀬能 一郎 せのう いちろう 民間コンサルタント

- 専門分野
  - ・経営戦略策定
  - ・後継者育成
  - ・農業経営情報会計
  - ・個別農業体、営農組合の経営改善
- お手伝いします!
  - ・地域産物のブランド化による付加価値増進計画
  - ・農業と商工観光業の連携マッチング
  - ・営農組合の戦略立案

6次産業化を進めることにより、農業事業体の収益性改善、収益ビジネスとしての農業の確立に努力したいと考えています。



水田 治彦 みずた はるひこ 民間コンサルタント

- 専門分野
  - ・創業・新規事業の計画立案、事業化支援
  - ・特許取得支援
  - ・公的支援施策の活用
- お手伝いします!
  - ・地域農林水産品を活用した商品開発、事業計画の立案、販路開拓支援
  - ・各種支援施策の有効活用の指導

6次産業化の取組を通じて、生産者の方々への支援、地域の新事業の創出、地域活性化を目指します。



宇田 名保美 うた なほみ 民間コンサルタント

- 専門分野
  - ・マーケティング戦略策定
  - ・IT活用
- お手伝いします!
  - ・経営課題や市場ニーズに合致したマーケティング戦略立案支援
  - ・インターネットを活用した新規顧客開拓支援

お客様目線で開発された「いいモノ」を知っていただくお手伝いをさせていただきます。インターネットやSNSを活用しましょう。



### ブランド指導相談員

吉川 年彦 よしかわ としひこ

食品加工・流通・環境・食品安全、作物育種・栽培など幅広い分野における業績や技術、知識を活かして、生産者や地域の指導者等からのブランド化や6次産業化に係る相談に対応。

6次産業化プランナーの派遣依頼や六次産業化法の認定に関する相談ならお任せください。





## 六次産業化法の概要

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律)

### 1. 目的

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与することを目的とする。

### 2. 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(6次産業化関係)

#### (1) 総合化事業計画(農林水産大臣が認定)

農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画

農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象

#### (支援措置)

- ・ 農業改良金融通法等の特例(償還期限及び据置期間の延長等)
- ・ 野菜生産出荷安定法の特例(指定野菜のリレー出荷による契約販売に対する交付金の交付)等

#### (2) 研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)

民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画

#### (支援措置)

- ・ 種苗法の特例(出願料・登録料の減免)
- ・ 農地法の特例(農地転用許可に係る手続の簡素化)等

### 3. 地域の農林水産物の利用の促進(地産地消関係)

国による基本方針の策定、都道府県及び市町村による地域の農林水産物の利用についての促進計画の策定など。

## 六次産業化法と農工商等連携促進法の比較

	六次産業化法	農工商等連携促進法
ポイント	①「農林漁業の振興及び農山漁村の活性化」等が目的 ②農林漁業者等による取組が対象 ③農地の転用手続き簡素化等の農林漁業者等向けの支援を措置	①農林漁業者と中小企業者の「双方の経営改善」が目的 ②農林漁業者と中小企業者が連携して行う取組が対象
目的	農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化等を図るとともに、食料自給率の向上等に寄与。	中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与。
対象	(総合化事業計画) 農林漁業者等 (加工・流通業者等を「促進事業者」として位置づけることも可能)	(農工商等連携事業計画) 中小企業者と農林漁業者が連携
支援措置	農林漁業者等が加工又は販売を行う取組を支援するため、 ①農業改良金融通法等の特例 ②農地法の特例(農地転用手続きの簡素化) ③野菜生産出荷安定法の特例(リレー出荷支援)等を措置。	農林漁業者及び中小企業者を支援するため、 ①(株)日本政策金融公庫による低利融資 ②中小企業信用保険法の特例(保証限度額の拡大等) ③農業改良金融通法等の特例等を措置。

## 総合化事業計画の認定要件

(基本方針において規定) ☆認定を受けるには、次の要件を全て満たすことが必要

### 1. 事業主体

農林漁業者等が行うものであること

(例) 農林漁業者(個人・法人)

農林漁業者の組織する団体(農協、集落営農組織等)

※任意組織も可。

(注) 事業主体の取組を支援する者を促進事業者(※機械メーカー、食品メーカー、小売、IT企業等。事業規模は問わない。)として計画に位置づけることが可能

### 2. 事業内容

次のいずれかを行うこと

- ア) 自らの生産等に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに行ったことのない新商品の開発・生産)
- イ) 自らの生産等に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善(認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに用いたことのない新たな販売方式の導入)
- ウ) ア又はイに掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の改善

### 3. 経営改善の指標

次の2つの指標の全てが満たされること

- ア) 対象商品の指標  
農林水産物等及び新商品の売上高が5年間で5%以上増加すること(計画期間が5年間の場合)
- イ) 事業主体の指標  
農林漁業及び関連事業の所得が、事業開始時から終了時まで向上し、終了年度は黒字となること

### 4. 計画期間

5年以内(3~5年が望ましい)

## 総合化事業計画の認定を受けた場合のメリット

### 1. 6次産業化プランナーによる総合的なサポート

構想段階から認定までの支援に加え、認定を受けた農林漁業者に対しては、計画に基づく事業の実施期間にわたり、プランナーが課題解決に向けフォローアップ。

### 2. 事業者の取組に対する資金援助

#### (1) 融資等

- ① 無利子融資資金(改良資金)の償還期限・据置期間の延長(償還10年→12年、据置3年→5年。上限額個人5千万円、法人・団体1億5千万円)
- ② 促進事業者に対する無利子融資資金(改良資金)の貸付
- ③ 短期運転資金(新スーパーS資金)の貸付(上限額 認定された個人:1千万円、法人:4千万円、金利1.5%(22年12月現在))
- ④ 食品の加工・販売に関する資金についての債務保証

#### (2) 国庫補助金

認定事業者に対して採択時のポイント加算等の優遇措置や補助率アップ

#### <事業例>

- ① 6次産業総合推進事業: ソフト事業  
新商品開発、販路開拓等に対する補助(補助率: 通常2分の1→認定3分の2)
- ② 6次産業化推進整備事業: ハード事業  
農業法人等が新たに加工・販売等へ取り組む場合の施設整備に対する補助(補助率: 2分の1等)

### 3. その他

- ① 産地リレーによる野菜の契約取引について認定事業者のリスク軽減
- ② 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化
- ③ 市街化調整区域内で施設整備(開発行為)を行う場合の審査手続を簡素化